

評価項目一覧

1 評価シートAを活用するもの

評価項目	条文	条文内容
前文	—	—
総則	第1条	目的
	第2条	基本理念
市会の位置付けと役割	第3条	市会の位置付けと役割
	第4条	市会改革
議員の位置付けと役割	第5条	議員の位置付けと役割
	第6条	政治倫理
	第7条	会派
市民と市会との関係	第8条	市民との関係の構築
	第9条	市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実
市会と市長等との関係	第16条	市長との関係
	第17条	監視機能の充実及び強化
	第18条	市会の議決に付すべき事件等
議会運営の原則等	第20条	委員会
	第21条	会議等における質疑又は質問
政務活動費	第26条	政務活動費
議員の定数及び議員報酬等	第29条	議員の定数
	第30条	議員報酬等
補則	第31条	他の条例等との関係
	第32条	条例の検討

2 評価シートBを活用するもの

評価項目	条文	条文内容
(市民と市会との関係)		
請願及び陳情の取扱い	第 10 条	請願及び陳情の取扱い
公聴会及び参考人の制度の活用	第 11 条	公聴会及び参考人の制度の活用
会議等の公開及び広報の充実	第 12 条	会議等の公開の推進
	第 13 条	会議等の公開の方法
	第 14 条	広報の充実
広聴の充実	第 15 条	広聴の充実
(議会運営の原則等)		
会期	第 19 条	会期
(市会の権能強化)		
学識者等の活用等による市会の権能強化	第 22 条	専門的な知見の活用
	第 23 条	調査機関等の設置
	第 24 条	政策研究会の設置
他の地方公共団体の議会との連携	第 25 条	他の地方公共団体の議会との連携
事務局・図書室機能の強化	第 27 条	事務局
	第 28 条	図書室